



第152回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月25日(火曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風 (本社 あゆみテラス)

決議事項

- **第1号議案** 取締役9名選任の件
- **第2号議案** 監査役2名選任の件
- **第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、本総会から、書面交付請求をされた株主様を除き、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主のみなさまのお手元には簡易的な招集ご通知のみをお届けしております。

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

株式会社 松風

証券コード：7979

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第152回定時株主総会を
2024年6月25日（火曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層の
ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

高見哲夫



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

株 主 各 位

証券コード7979
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)
京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

代表取締役社長 高 見 哲 夫

第152回定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を2024年6月25日（火曜日）に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]）

<https://www.soukai-portal.net> ※QRコードは議決権行使書用紙にございます。

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、議決権行使書用紙記載のID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の案内に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



記

日 時 2024年 6月 25日 (火曜日) 午前 10時 (受付開始 午前9時)

場 所 株式会社 松 風 (本社 あゆみテラス)
京都市東山区福稲上高松町11番地

**会 議 の
目 的 事 項**

報告事項：①第152期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件

②第152期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類
報告の件

決議事項：第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会終了後に発送しておりました「決議通知」は、本総会より当社ウェブサイトに掲載させていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時【受付開始：午前9時】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時まで

インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時まで

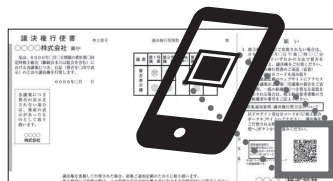
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

行使期限
2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日午前0時～午前5時は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役 根來紀行、高見哲夫、山崎文孝、村上和彦、梅田隆宏、鈴木基市、西村大三、林田博巳及び神本満男の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ね ころ のり ゆき 根 來 紀 行	代表取締役会長
2	再任 たか み てつ お 高 見 哲 夫	代表取締役社長 社長執行役員
3	再任 やま ざき ふみ たか 山 崎 文 孝	取締役専務執行役員 生産・総合企画担当
4	再任 うめ だ たか ひろ 梅 田 隆 宏	取締役専務執行役員 財務・総務・ネイル事業担当
5	新任 その い しゅう じ 蘭 井 秀 次	執行役員 生産部長
6	再任 すず き き いち 鈴 木 基 市	社外取締役 独立役員 取締役
7	再任 にし むら だい ぞう 西 村 大 三	社外取締役 独立役員 取締役
8	再任 かみ もと みつ お 神 本 満 男	社外取締役 独立役員 取締役
9	再任 はやし だ ひろ み 林 田 博 巳	社外取締役 取締役

(ご参考) 当社が各取締役特に期待する知見・経験

		企業 経営	生産・技術 ・R&D	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ 人事	ガバナンス・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	保有資格等
社内 取締役	根来 紀行	●	●	●		●	
	高見 哲夫	●		●			
	山崎 文孝	●	●		●		
	梅田 隆宏	●			●	●	
	藺井 秀次	●	●				
社外 取締役	鈴木 基市	●	●			●	・上場会社の 経営経験者
	西村 大三				●	●	・公認会計士 ・税理士
	神本 満男				●	●	・公認会計士 ・税理士
	林田 博巳	●	●	●			

※ 各取締役が保有する全てのスキルを示したものではありません。

※ 取締役としての活動を●を付した項目に限定するものではありません。

候補者番号

1



再任

ね ごろ のり ゆき
根来 紀行 (1956年3月9日生) 所有する当社の株式の数 93,870株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長(代表取締役)
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員
2008年6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長	2022年6月	代表取締役会長(現在)

<取締役候補者とした理由>

根来紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から、当社事業における専門性や業務にも精通しております。2009年からは当社代表取締役社長を務め、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねてきました。代表取締役会長就任後は、取締役会議長として、取締役会の適切な運営や業務執行に対する監督機能の強化に努めております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2



再任

たか み てつ お
高見 哲夫 (1960年6月22日生) 所有する当社の株式の数 35,436株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年3月	当社入社	2019年6月	常務執行役員営業部長
2012年6月	営業部長	2020年6月	取締役常務執行役員営業担当兼営業部長
2015年4月	営業部東京支社長	2021年4月	取締役常務執行役員営業担当
2015年6月	執行役員営業部東京支社長	2022年6月	代表取締役社長 社長執行役員
2018年4月	執行役員営業部長兼東京支社長		(現在)
2019年4月	執行役員営業部長		

<取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内営業の部門長や営業担当役員を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿の実現のためにリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に貢献しております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3



再任

やま ざき

ふみ たか

山崎

文孝

(1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数 37,517株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2015年 6月	取締役常務執行役員 総合企画担当
2008年 4月	総合企画部長	2022年 6月	取締役専務執行役員生産・ 総合企画担当(現在)
2011年 6月	執行役員総合企画部長		
2013年 6月	取締役総合企画担当		

<取締役候補者とした理由>

山崎文孝氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり経営企画・管理業務に携わり、当社グループの経営を統括する総合企画の部門長を務めた経験から、主に経営全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。生産・総合企画担当役員就任後は、当社グループの経営方針・戦略の策定・推進及び生産体制の強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4



再任

うめ だ

たか ひろ

梅田

隆宏

(1960年2月13日生)

所有する当社の株式の数 24,303株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 3月	当社入社	2020年 6月	常務執行役員財務担当 兼財務部長
2015年 4月	財務部長	2022年 6月	専務執行役員財務担当
2016年 6月	執行役員財務部長	2023年 6月	取締役専務執行役員財務・ 総務・ネイル事業担当(現在)
2019年 6月	常務執行役員財務部長		

<取締役候補者とした理由>

梅田隆宏氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務部長を務めた経験から、主に財務及び会計業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。財務・総務・ネイル事業担当役員就任後は、当社グループの財務戦略及びコーポレートガバナンスの強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5



新任

その い しゅう じ
藺井 秀次 (1971年3月31日生) 所有する当社の株式の数 6,426株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社	2020年 6月	執行役員生産部担当部長
2018年 4月	Merz Dental GmbH Executive Director		サンメディカル株式会社 社外取締役(2023年6月退任)
2020年 4月	生産部担当部長	2022年 4月	執行役員生産部長(現在)

<取締役候補者とした理由>

藺井秀次氏は、当社入社後、長年にわたり製品開発に携わるとともに、海外駐在や生産の部門長を務めた経験から、主に研究開発及び生産全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。執行役員就任後は、主に当社グループの生産体制の強化に貢献しており、今後は当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6



再任

社外取締役

独立役員

すず き きち
鈴木 基市 (1949年5月23日生) 所有する当社の株式の数 16,382株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	三井東庄化学株式会社(現 三井化学株式会社)入社	2013年 4月	三井化学株式会社取締役 (2013年6月退任)
2003年 6月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社 代表取締役会長
2007年 4月	三井化学株式会社 常務執行役員	2015年 4月	三井化学アグロ株式会社 相談役(2017年6月退任)
2007年 6月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 6月	当社取締役(現在)
2009年 6月	三井化学株式会社専務取締役		
2012年 4月	三井化学株式会社 取締役専務執行役員		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。
 鈴木基市氏は、過去に重要な業務提携先である三井化学株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経営経験者としての経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
 鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役9年であります。

候補者番号

7



再任

社外取締役

独立役員

にしむら

だいぞう

西村

大三

(1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数

2,220株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人)入所(1990年10月退所)	1998年 1月	大手前監査法人社員
1991年 3月	公認会計士登録 西村公認会計士事務所開設 (現在)	2004年 3月	大手前監査法人代表社員 (現在)
1994年 4月	税理士登録 西村大三税理士事務所開設 (現在)	2012年 6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
		2020年 6月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。

西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役4年であります。

候補者番号

8



再任

社外取締役

独立役員

かみもと

みつ お

神本 満男 (1947年5月21日生) 所有する当社の株式の数 3,223株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年10月	監査法人太田哲三事務所 (現 EY新日本有限責任監 査法人)入所	2008年 9月	神本公認会計士事務所開設 (現在) 神本税理士事務所開設 (現在)
1973年 7月	公認会計士登録		
1990年 5月	太田昭和監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 代表社員	2009年 6月	エレコム株式会社社外監査役 (2017年6月退任)
1997年 2月	税理士登録	2015年 6月	当社監査役
2002年 6月	新日本監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)理 事・大阪事務所所長 (2008年8月退任)	2023年 6月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

神本満男氏は、社外取締役候補者であります。
 神本満男氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として、客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
 神本満男氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役8年、社外取締役1年であります。

候補者番号

9



再任

社外取締役

はやしだ

ひろみ

林田 博巳 (1964年4月2日生)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2020年4月	三井化学株式会社理事
2013年3月	三井化学アメリカ副社長(2017年3月退任)	2021年4月	三井化学株式会社執行役員ヘルスケア事業本部副本部長
2014年6月	Anderson Development Company 取締役(2017年3月退任)	2022年4月	三井化学株式会社執行役員ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼オーラルケア事業部長
2017年10月	Kulzer LLC上級副社長(2018年6月退任)	2022年6月	当社取締役(現在)
2018年7月	Kulzer GmbH Managing Director(2022年3月退任) 兼上級副社長(2021年3月退任)	2023年4月	三井化学株式会社執行役員ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長(現在)
		2023年10月	エム・エーライフマテリアルズ株式会社非常勤取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

林田博巳氏は、社外取締役候補者であります。

林田博巳氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社の業務執行者として、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見を有しております。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

林田博巳氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役2年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 当社は鈴木基市氏、西村大三氏、神本満男氏及び林田博巳氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 鈴木基市氏、西村大三氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は各氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 川嶋輝、酒見康史の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

はた やま ひろ ゆき

畑山 博行 (1962年1月2日生)

所有する当社の株式の数 2,664株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 3 月	当社入社	2020年10月	株式会社滋賀松風 総務部長
2012年 6 月	財務部情報システム室長		
2020年 4 月	財務部専任次長	2022年 5 月	株式会社滋賀松風 取締役総務部長(現在)



新任

<監査役候補者とした理由>

畑山博行氏は、当社入社後、長年にわたり情報システム業務に携わるとともに、国内グループ会社の取締役総務部長など要職を務めた経験から、主に情報システム及び管理業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しておりますので、客観的な見地から当社グループ全体の経営に対し適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

むか い ひろ み

向井 裕美 (1975年10月11日生) 所有する当社の株式の数 0株



新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年10月	弁護士登録 谷口法律会計事務所 (現 谷口総合法律事務所) 入所(2009年9月退所)	2009年10月	赤井・岡田法律事務所(現 奥村・岡田総合法律事務 所)入所 (2017年12月退所)
		2018年1月	河原町総合法律事務所開 設(現在)

<社外監査役候補者とした理由>

向井裕美氏は、社外監査役候補者であります。

向井裕美氏は、弁護士として、企業法務に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 向井裕美氏の戸籍上の氏名は、土居裕美であります。
 3. 向井裕美氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
 4. 向井裕美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小林京子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



こばやし きょうこ
小林 京子 (1972年7月22日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 色川法律事務所入所	2018年2月	川上塗料株式会社 社外監査役(現在)
2009年9月	シャープ株式会社社務室出向	2020年6月	三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役(現在)
2014年9月	色川法律事務所復帰	2021年6月	日本ピラー工業株式会社 社外取締役(監査等委員) (現在)
2018年1月	色川法律事務所パートナー (現在)		

再任

社外監査役

独立役員

<補欠監査役候補者とした理由>

小林京子氏は、弁護士として、また上場企業における勤務を通して、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。
 3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
 5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、景気に持ち直しの動きがみられましたが、世界的なインフレや欧米各国の金融引き締め政策の継続、地政学リスクの長期化等により、景気の減速懸念が高まるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

国内経済についても、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調となりましたが、海外景気の下振れリスクやインフレによる影響など、依然として楽観視できない状況が続きました。

当歯科業界におきましては、世界規模でデジタル歯科を巡る企業間競争は厳しさを増しておりますが、国内では国民皆歯科健診に向けた取り組みやオーラルフレイル（口腔機能の衰え）及び疾病の重症化予防に向けた体制の構築・強化が検討されるなど、業界にとって明るい兆しも見られました。

このような状況の中、当社グループは、第四次中期経営計画の最終年度を迎え、当社グループの更なる成長に向けた積極的な事業活動を展開してまいりました。

具体的には、国内においてはCAD/CAM関連製品の拡充や予防分野における販売戦略の強化を進めるとともに、海外においては新製品の積極的な市場投入に加え、南米・中東における販売拠点の機能強化等に努めました。

また、生産能力の増強に向け、本社工場の建て替えに着手するとともに、中国の製造子会社の設立に向けた準備を進めるなど、中長期的な成長を見据えた施策を展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は35,080百万円と、前年同期比3,401百万円(10.7%)の増収となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により4,709百万円と前年同期比884百万円(23.1%)の増益となりました。

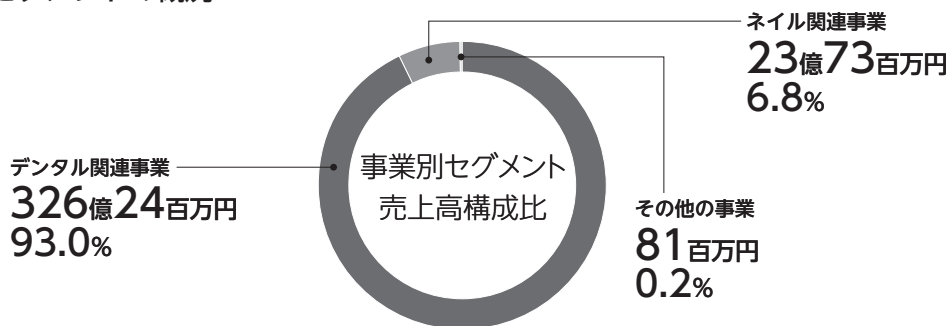
経常利益は、受取配当金や為替差益の計上などにより、5,118百万円と前年同期比880百万円(20.8%)の増益となりました。

特別利益として投資有価証券売却益285百万円や送金詐欺回収益52百万円、特別損失として減損損失173百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,655百万円と前年同期比520百万円(16.6%)の増益となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高の業績となりました。

事業報告

売上高	350億80百万円 前期比10.7%増	経常利益	51億18百万円 前期比20.8%増
営業利益	47億9百万円 前期比23.1%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	36億55百万円 前期比16.6%増

■ 事業別セグメントの概況

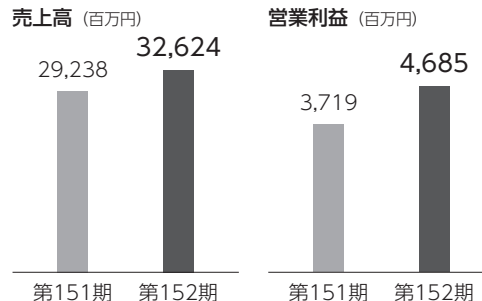


■ デンタル関連事業

国内におきましては、デジタルカメラ「アイスペシャル C-V」や歯科切削加工用セラミックス「松風ディスク ZR ルーセント スープラ」などのCAD/CAM関連製品が売上に貢献し、前年同期比増収となりました。

海外では、当社製品の優位性を生かした販売戦略により、各地域で歯科用充填修復材の売上が順調に拡大したことから、欧州や中国を含むアジア地域を中心に売上が堅調に推移しました。さらに、為替変動のプラス影響もあり、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、32,624百万円と前年同期比3,386百万円(11.6%)の増収となり、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により営業利益は4,685百万円と前年同期比965百万円(26.0%)の増益となりました。

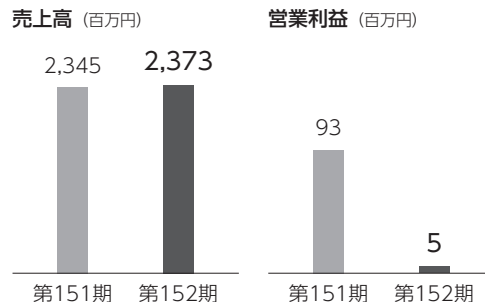


■ ネイル関連事業

国内におきましては、消費者の嗜好の変化により、一般消費者向けジェルネイル「by Nail Labo」の売上が減少しましたが、主力のプロ向けジェル製品「PRESTO」、アクリル材料「NAIL DE DANCE」が堅調に売上を伸ばし、前年同期比増収となりました。

海外におきましては、台湾では独自ブランドの「ARTIS di Voce」がチェーン店を展開するドラッグストア等を中心に売上を伸ばしました。また、米国ではSNS等のプロモーション活動に注力いたしましたが、インフレの影響を受けて苦戦を強いられ、海外全体では前年同期比減収となりました。

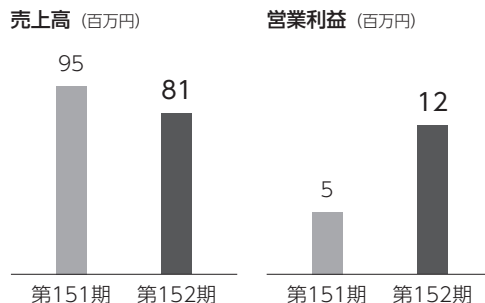
これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、2,373百万円と前年同期比28百万円(1.2%)の増収となりましたが、売上原価率の上昇や販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は5百万円と前年同期比88百万円(94.5%)の減益となりました。



■ その他の事業

その他の事業におきましては、工業用研磨材市場は、半導体の供給が改善傾向にあり、設備投資の回復や自動化・省力化ニーズが高まるなど、全体的に堅調に推移しました。しかしながら、前期に実施した値上げの影響により、取引先からの受注が落ち込み、全体の売上は大幅な減収となりました。

これらの結果、その他の事業の売上高は、81百万円と前年同期比13百万円(14.3%)の減収となりましたが、営業利益は12百万円と前年同期比7百万円(134.8%)の増益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、12億82百万円であります。その主なものは、京都本社内の生産設備費用2億20百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第149期	第150期	第151期	第152期 (当期)
		2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高(百万円)		24,680	28,137	31,678	35,080
経 常 利 益(百万円)		2,523	3,658	4,238	5,118
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		1,674	2,546	3,135	3,655
1株当たり当期純利益		96円29銭	143円22銭	176円10銭	206円18銭
総 資 産(百万円)		37,813	40,709	43,727	50,093
純 資 産(百万円)		30,198	32,940	35,515	41,609

(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

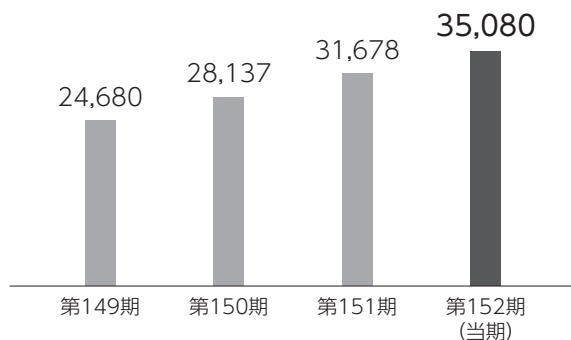
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第149期	第150期	第151期	第152期 (当期)
		2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高(百万円)		15,623	17,653	19,329	21,273
経 常 利 益(百万円)		1,168	2,174	3,233	4,226
当 期 純 利 益(百万円)		988	1,693	2,881	3,506
1株当たり当期純利益		56円85銭	95円23銭	161円85銭	197円74銭
総 資 産(百万円)		32,237	33,255	36,012	40,667
純 資 産(百万円)		26,420	27,533	29,197	33,552

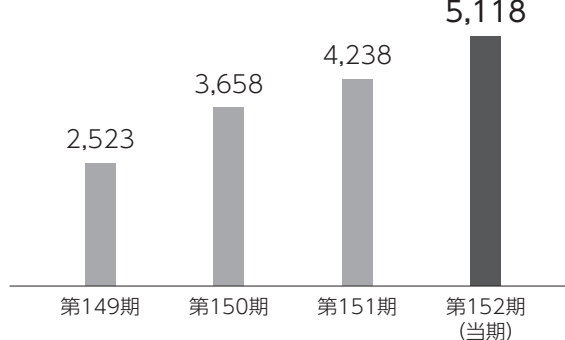
(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

ご参考 連結業績推移グラフ

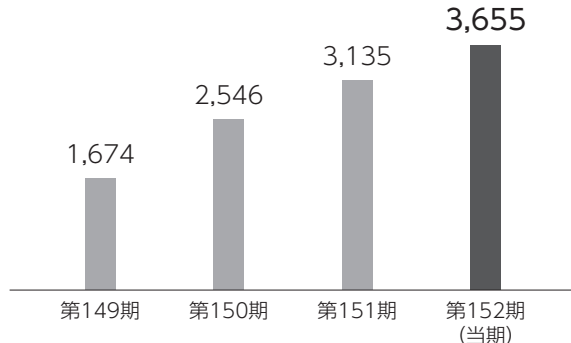
■ 売上高 (百万円)



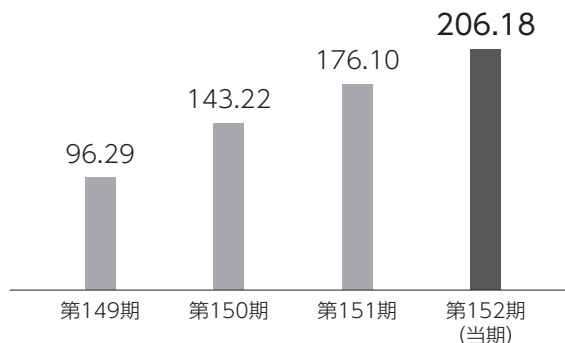
■ 経常利益 (百万円)



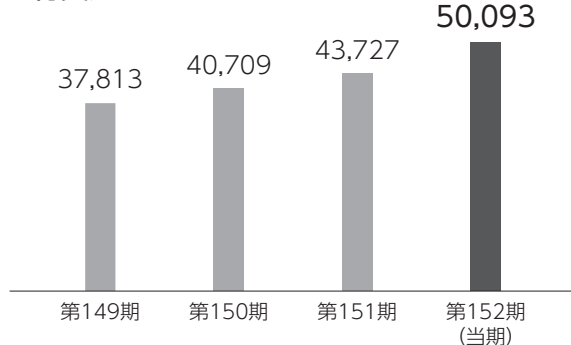
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



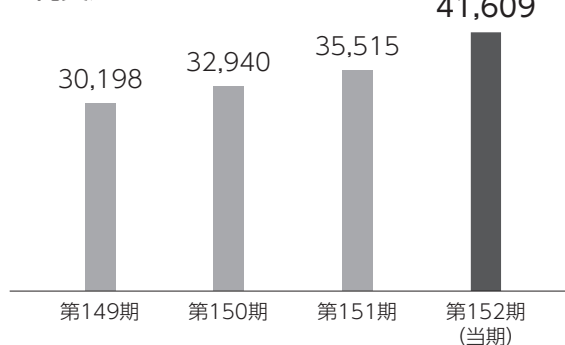
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界経済全体では緩やかながらも成長が続くと見込まれますが、中国の景気減速に加え、世界的なインフレの長期化、各国の金融政策の方針転換、中東情勢の緊迫化等による経済への影響が懸念されるなど、先行き不透明感を払拭できない状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、先進国を中心にデジタル歯科や審美・予防分野の更なる成長が期待できるとともに、新興国において経済成長や生活水準の向上により歯科医療の需要拡大が見込めるなど、今後、世界の歯科市場は大きく成長していくものと認識しております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、世界の歯科医療への貢献度をより高めていくために、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の達成を目指しております。

2024年4月より新たにスタートした4カ年の第五次中期経営計画では、その達成に向けた最終期間として、以下に掲げる中長期における重点課題に取り組み、当社グループの成長スピードを加速させてまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網・販売拠点の整備
- ③国内外学術ネットワークの構築
- ④コストダウン、生産量の拡大に対応した生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑤海外展開を積極的に推進するための人材育成・確保
- ⑥資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑦M&A（事業提携・技術提携、事業買収）の推進
- ⑧グループガバナンス体制の強化
- ⑨三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携
- ⑩サステナビリティ経営の推進

具体的には、デンタル関連事業におきましては、グローバルな需要に対応できる製品供給体制を構築することを目的として、これまでにない規模の投資を行ってまいります。国内市場においては、健康保険収載品の拡大に適合した製品投入を進めることや、海外事業の一層の拡大に向けては、継続的な販売網の拡充と学術活動の増強を図り、世界各国で当社製品を販売するための薬事申請体制を一層強化していく考えであります。さらに、提携企業とのアライアンスの強化を図るとともに、サステナビリティ課題の推進や働きがいのある組織文化の醸成と人材育成にも取り組み、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

ネイル関連事業におきましては、販売ルートの拡充、若年層をターゲットにした販売戦略、SNS等を通じたプロモーション活動により認知度の向上に努めてまいります。

その他の事業におきましては、新規販売ルートの開拓や新製品開発の推進により、売上拡大に繋げてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 製 品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 企業集団の主要な拠点（2024年3月31日現在）

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、京都営業所（京都市東山区）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（米国）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（英国）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		Nail Labo Inc.（米国）
		台湾娜拉波股份有限公司（台湾）
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）		
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社（滋賀県守山市）

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,369名	70名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499名	23名増	43.05歳	16.77年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者(2名)を含んでおります。
 2. 上記の従業員数には、臨時従業員(136名)、当社からの出向者(15名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 京都銀行	40百万円
株式会社 滋賀銀行	20百万円
株式会社 三井住友銀行	10百万円
三井住友信託銀行株式会社	10百万円
日本生命保険相互会社	200百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品及び機器の製造、 輸出入並びに販売
Nail Labo Inc.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の製造

③重要な持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、販売及び輸出入

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,894,089株
 (3) 株主数 13,773名（前期末比1,321名減）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三井化学株式会社	3,580	20.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	866	4.88
株式会社京都銀行	712	4.01
日本生命保険相互会社	646	3.64
株式会社滋賀銀行	602	3.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	479	2.69
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	448	2.52
MSIP CLIENT SECURITIES	424	2.39
松風社員持株会	350	1.97
株式会社SCREENホールディングス	330	1.85

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を151千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	15,514株	5名

(6) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、円滑な事業活動のために不可欠な協力関係を維持すべく、必要と認められる株式を政策保有株式として保有することとしております。また、保有の意義や妥当性が希薄であると認め

られる政策保有株式については、縮減を進めてきております。

当社は、取締役会において政策保有株式に関する運用状況を報告し、政策保有株式を保有することの合理性を検証しております。検証においては、個別の政策保有株式について、事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性や、保有に伴う収益が当社の資本コストに見合っているか等を具体的に精査しております。

当事業年度においては、上場株式3銘柄の株式を一部売却いたしました（売却額:405百万円）。しかしながら、株価上昇の影響により、当事業年度末日現在の政策保有株式の貸借対照表上合計額は8,899百万円となり、連結純資産に対する政策保有株式の比率は21.4%となりました。

今後は、第五次中期経営計画期間内（2028年3月31日まで）に4,000百万円を売却し、連結純資産に対する政策保有株式の比率を、現状の20%程度から10%程度まで引き下げることを計画しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施するとともに、同日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を128,000,000株に変更する旨を決議しております。

Ⅲ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	根 来 紀 行		
代表取締役社長 社長執行役員	高 見 哲 夫		
取 締 役 専務執行役員	山 寄 文 孝	生産・総合企画担当	
取 締 役 専務執行役員	村 上 和 彦	営業・国際担当	
取 締 役 専務執行役員	梅 田 隆 宏	財務・総務・ネイル事業担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 村 大 三		西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	林 田 博 巳		三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役
取 締 役	神 本 満 男		神本公認会計士事務所 神本税理士事務所
常 勤 監 査 役	川 嶋 輝		
常 勤 監 査 役	小 松 繁 幸		
監 査 役	酒 見 康 史		酒見法律事務所 シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	山 田 陽 子		公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、林田博巳及び神本満男氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 酒見康史氏及び山田陽子氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 山田陽子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 鈴木基市氏、西村大三氏、神本満男氏及び監査役 酒見康史氏、山田陽子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

5. 当期中の取締役の異動

(1) 2023年6月27日開催の第151回定時株主総会において、新たに梅田隆宏氏及び神本満男氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 2023年6月27日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって、藤島巨氏及び西田憲司氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 2023年4月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
林 田 博 巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長兼オーラルケア事業部長

(4) 2023年10月2日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
林 田 博 巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長 エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長

6. 当期中の監査役の異動

(1) 2023年6月27日開催の第151回定時株主総会において、新たに山田陽子氏が監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 2023年6月27日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって、神本満男氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

(3) 2024年3月27日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
酒 見 康 史	酒見法律事務所 シーシーエス株式会社 監査役	酒見法律事務所 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役

7. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	近 持 貴 之	社長補佐 兼 研究開発・技術・マーケティング担当
常務執行役員	寺 本 真 也	人事担当 兼 人事部長
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻 井 寿 紀	株式会社松風プロダクツ京都 代表取締役社長
執行役員	中 塚 稔 之	マーケティング部長
執行役員	若 山 隆	Smart Dentistry Solutions Inc. 取締役社長
執行役員	吉 本 龍 一	研究開発部長
執行役員	菅 原 順 一	営業部長
執行役員	蘭 井 秀 次	生産部長
執行役員	三 宅 宏 善	総合企画部長
執行役員	松 永 倫 典	営業部東京支社長

8. 当期末後の執行役員の異動

2024年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
中 塚 稔 之	上席執行役員 国際部担当部長	執行役員 マーケティング部長
菅 原 順 一	執行役員 営業部担当部長	執行役員 営業部長
松 永 倫 典	執行役員 マーケティング部長	執行役員 営業部東京支社長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役的全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令

違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成しておりますが、社外取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて外部専門機関の調査による他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬協議会の諮問を経て決定しております。

・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の諮問を経て見直しを行うものとしております。

・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を

考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性及び客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に對する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬の総額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

④取締役及び監査役の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 根來紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長（代表取締役会長が空位の場合は代表取締役社長。以下同じ）が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬協議会に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	281 (27)	184 (27)	63 (-)	33 (-)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48 (12)	48 (12)	-	-	5 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結営業利益の推移は、I. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。
- 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額50百万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。
- ・譲渡制限期間
対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」といいます。）。
 - ・譲渡制限の解除
当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。
 - ・本割当株式の無償取得
対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。
- なお、当該株式報酬の交付状況は、II. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。
3. 上記の人数には、2023年6月27日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	西村公認会計士事務所 西村大三税理士事務所 大手前監査法人 代表社員	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
取締役	林田博巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
		エム・エーライフマテリアルズ株式会社 非常勤取締役	エム・エーライフマテリアルズ株式会社は、当社の主要株主等である三井化学株式会社の子会社であります。それ以外の特別な関係はありません。
取締役	神本満男	神本公認会計士事務所 神本税理士事務所	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
監査役	酒見康史	酒見法律事務所 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。
監査役	山田陽子	公認会計士・税理士山田陽子事務所 日本公認会計士協会 京滋会会長	当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

(注) 監査役 酒見康史氏は、2024年3月27日付でオプテックスグループ株式会社の社外取締役(監査等委員)を退任いたしました。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会17回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会17回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
林田博巳	取締役会16回	歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
神本満男	取締役会17回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会3回	
酒見康史	取締役会17回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	
山田陽子	取締役会13回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会12回	

- (注) 1. 取締役 神本満男氏の取締役会への出席回数には、2023年6月27日付の社外取締役就任前における社外監査役としての出席を含んでおります。なお、当該就任前の監査役会の開催回数は3回であります。
2. 当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査役会の開催回数は15回であり、監査役 山田陽子氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は12回であります。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

林田博巳氏は、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。

神本満男氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営へ

の助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

IV. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値の向上と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標につきましては、連結配当性向30%以上を目標とするほか、純資産配当率(DOE) 1.7%を目安とすることとして、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、当事業年度末日(2024年3月31日)を基準日とする配当金を1株当たり42円(2024年10月1日を効力発生日とする株式分割前の株式数が対象)といたします。その場合、2023年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり62円となっております。

なお、次期以降の利益還元の指標につきましては、2024年5月1日開催の取締役会におきまして、株主のみなさまへの還元の充実を目的として、「連結配当性向40%以上」「純資産配当率(DOE) 3.0%以上」に変更することを決議いたしました。

今後も、将来の投資計画、事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,716	買掛金	1,378
受取手形	222	1年内返済予定の長期借入金	281
売掛金	4,316	未払法人税等	880
商品及び製品	7,312	契約負債	75
仕掛品	1,741	役員賞与引当金	63
原材料及び貯蔵品	1,237	その他	2,914
その他の流動資産	648	流動負債合計	5,593
貸倒引当金	△15		
流動資産合計	25,179	固定負債	
固定資産		繰延税金負債	2,023
有形固定資産		退職給付に係る負債	228
建物及び構築物	5,252	その他	638
機械装置及び運搬具	1,330	固定負債合計	2,890
土地	2,546		
建設仮勘定	115	負債合計	8,484
その他	989	(純資産の部)	
有形固定資産合計	10,234	株主資本	
無形固定資産	524	資本金	5,968
		資本剰余金	6,134
投資その他の資産		利益剰余金	20,964
投資有価証券	11,553	自己株	△297
繰延税金資産	158	株主資本合計	32,770
退職給付に係る資産	1,875		
その他	574	その他の包括利益累計額	
貸倒引当金	△6	その他有価証券評価差額金	5,094
投資その他の資産合計	14,155	為替換算調整勘定	2,620
固定資産合計	24,914	退職給付に係る調整累計額	963
		その他の包括利益累計額合計	8,678
資産合計	50,093	新株予約権	79
		非支配株主持分	82
		純資産合計	41,609
		負債純資産合計	50,093

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		35,080
売上原価		14,084
売上総利益		20,995
販売費及び一般管理費		16,286
営業利益		4,709
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	185	
為替差益	225	
会費収入	136	
その他	221	834
営業外費用		
支払利息	22	
当社主催会費	291	
持分法による投資損失	7	
その他	104	425
経常利益		5,118
特別利益		
投資有価証券売却益	285	
在外子会社における送金詐欺回収益	52	337
特別損失		
減損損失	173	173
税金等調整前当期純利益		5,282
法人税、住民税及び事業税	1,698	
法人税等調整額	△93	1,604
当期純利益		3,677
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純利益		3,655

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,702	短期借入金	1,327
受取手形	216	1年内返済予定の長期借入金	326
売掛金	5,365	未払金	281
商品及び製品	3,035	未払費用	547
仕掛品	749	未払法人税等	869
材料及び貯蔵品	763	契約負	471
前払費用	167	引当金	5
その他の流動資産	312	役員賞与引当金	33
貸倒引当金	△4	その他の流動負債	63
流動資産合計	13,308	流動負債合計	4,071
固定資産		固定負債	
有形固定資産		関係会社長期借入金	802
建物	2,442	長期預り保証金	323
構築物	149	長期未払金	120
機械・装置	340	繰延税金負債	1,797
車両・運搬具	0	固定負債合計	3,043
工具・器具備品	428	負債合計	7,114
土地	1,614	(純資産の部)	
建設仮勘定	58	株主資本	
有形固定資産合計	5,033	資本剰余金	5,968
無形固定資産		資本準備金	6,071
ソフトウェア	137	その他資本剰余金	63
その他の無形固定資産	6	資本剰余金合計	6,134
無形固定資産合計	143	利益剰余金	
投資その他の資産		利益準備金	1,118
投資有価証券	8,920	その他利益剰余金	
関係会社株式	11,053	配当準備金	260
関係会社長期貸付金	1,486	固定資産圧縮積立金	7
従業員長期貸付金	10	別途積立金	740
差入保証金	16	繰越利益剰余金	14,447
役員退職積立金	29	利益剰余金合計	16,573
前払年金費用	597	自己株式	△297
その他の投資資金	73	株主資本合計	28,379
貸倒引当金	△6	評価・換算差額等	
投資その他の資産計	22,182	その他有価証券評価差額金	5,094
固定資産合計	27,359	評価・換算差額等合計	5,094
資産合計	40,667	新株予約権	79
		純資産合計	33,552
		負債純資産合計	40,667

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,273
売上原価		11,155
売上総利益		10,118
販売費及び一般管理費		8,436
営業利益		1,681
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	2,252	
会費収入	129	
受取技術料	169	
為替差益	241	
その他	119	2,970
営業外費用		
支払利息	58	
当社主催の会費	280	
その他	87	425
経常利益		4,226
特別利益		
投資有価証券売却益	285	285
特別損失		
関係会社株式評価損	286	286
税引前当期純利益		4,225
法人税、住民税及び事業税	723	
法人税等調整額	△3	719
当期純利益		3,506

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2023年4月1日から2024年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 川 嶋 輝 ㊟

常勤監査役 小 松 繁 幸 ㊟

監査役 酒 見 康 史 ㊟

監査役 山 田 陽 子 ㊟

(注)監査役酒見康史及び監査役山田陽子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
本社 あゆみテラス

交通機関

- ▶京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ▶JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ▶京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

※本社構内にて工事中のため、
駐車・駐輪スペースがござ
いませぬ。公共交通機関を
ご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。